

重要事項説明書（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業）

1 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
代表者名	理事長
主たる事務所所在地・連絡先	【所在地】 京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423番地 【電話】 075-211-3025

2 事業所の概要

事業所名	京都市下京・東部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地・連絡先	【所在地】 京都市下京区上之町9-3 【電話】 075-342-2698 【FAX】 075-371-1029
事業所番号	2600400051
管理者の氏名	
サービス提供地域	京都市下京区 崇仁学区、菊浜学区、稚松学区、皆山学区、有隣学区

3 当センターの方針等

- (1) 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、障害者支援サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的の実施します。
- (7) 指定介護予防支援等において身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を原則禁止し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

- (8) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (9) 適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じます。また、上記以外に、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として、以下の取組を行います。
- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ② 被害者への配慮のための取組
 - ③ 被害防止のための取組
- なお、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントやカスタマーハラスメントについては、職場の上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることとします。
- (10) 指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。
- (11) 指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的の実施します。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。）
- (12) 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号）及び「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例 39 号）」及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等（以下「基準等」という。）を遵守します。

4 事業所の職員体制等

職種	資格	員数等
管理者		常勤兼務職員 1 名 (主任介護支援専門員を兼務)
保健師等	保健師 または 地域保健等の経験のある 看護師	常勤兼務職員 1 名
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤兼務職員 1 名 (管理者を兼務)
社会福祉士	社会福祉士	常勤兼務職員 3 名 非常勤専従 1 名

5 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は休業します。

6 利用料金

(1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援の利用料金は、下表のとおりです。(1 単位単価＝10.7 円)

ただし、法定代理受領のため、利用者負担は発生しません。

	単位 (1 月につき)	備考
介護予防支援費 (Ⅰ)	442 単位	地域包括支援センターが担当する場合 地域包括支援センターが介護予防支援の指定を受けていない居宅介護支援事業所へ指定介護予防支援等の委託を行なう場合
介護予防支援費 (Ⅱ)	472 単位	地域包括支援センターが介護予防支援の指定を受けている居宅介護支援事業所へ第一号介護予防支援の委託を行なう場合
初回加算	300 単位	新規に利用を開始する月に加算
委託連携加算	300 単位	居宅介護支援事業所に委託を開始する際、加算される場合がある
自立支援加算	5000 単位	
介護職員等処遇改善加算	2.1%	介護従事者の処遇改善および確保を目的とし、国が定める算定要件を満たした上で、基本報酬の総単位数に 2.1% を乗じた額を算定

イ 介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦(1)の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口に提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。)

(2) 第一号介護予防支援事業

利用料金は発生しません。

7 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、利用者は、当センターに対して、複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。

また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

8 医療機関との連携

(1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

(2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

9 指定介護予防支援等の委託

- (1) 当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
 - ① アセスメントの実施
 - ② 介護予防ケアプランの原案の作成
 - ③ サービス担当者会議の開催
 - ④ 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
 - ⑤ 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
 - ⑥ モニタリングの実施
 - ⑦ 介護予防に係る効果の評価
 - ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務
 - ⑨ 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
 - ⑩ その他
- (2) 当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

10 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに、「事故対応マニュアル」により必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、上記に加え京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うなど、必要な措置を講じます。

11 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について、当センターはサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、書面だけでなく電磁的記録も含めて、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について当センターは、以下のア～エにおいて、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、以下のア～エにおいて、予め文書で同意を得ない限り用いません。
 - ア サービス担当者会議
(テレビ電話装置等を活用する場合、その活用についても含む)
 - イ 介護予防サービス事業者等との連絡調整
 - ウ 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託
 - エ 利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- (3) 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録含む）については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

1 2 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

当センター 苦情相談窓口	担当者	管理者
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	【電 話】	0 7 5 - 3 4 2 - 2 6 9 8
	【F A X】	0 7 5 - 3 7 1 - 1 0 2 9
苦情解決責任者	総合福祉施設 のぞみの園 施設長	
	【所在地】	京都市南区東九条西岩本町 1 - 1
	【電 話】	0 7 5 - 6 6 2 - 3 9 6 1
第 3 者委員	日本基督教団洛南教会	
	同志社大学	

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

京 都 市 下 京 区 役 所 保健福祉センター健康 福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	【所在地】	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 6 0 8 - 8
	【電 話】	0 7 5 - 3 7 1 - 7 2 2 8
京都府国民健康保険団 体連合会（国保連）	【所在地】	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 COCON 烏丸内
	【電 話】	0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 9 0
	【F A X】	0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 5 5

1 3 損害賠償

ご利用中、事業所の責に帰すべき事由により、ご利用者に生じた損害について、迅速かつ適切に対応致します。

【説明確認欄】

指定介護予防支援等の開始に当たり、利用者に対して重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者 事業者名 京都市下京・東部地域包括支援センター

説明者

私は指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業のサービス内容及び重要事項について説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

年 月 日

(ご利用者) 氏名

代理人又は立会人
氏名 続柄
住所

【委託同意欄】

年 月 日

指定介護予防支援等の一部を委託することについて、委託する業務の内容及び委託する指定居宅介護支援事業者の説明及び私の意向の聴取を受け、次の指定居宅介護支援事業者に委託されることに同意します。

法人の名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の連絡先	

(ご利用者) 氏名

代理人又は立会人
氏名

個人情報の利用に関する同意書

サービス担当国会議、介護予防サービス事業者等との連絡調整及び指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の一部の委託並びに利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整に必要な範囲において、利用者及び利用者の家族の個人情報を使用することに同意します。

年 月 日

(ご利用者) 氏 名

(ご家族) 住 所

氏 名

(連絡先 _____) (続柄 _____)

(ご家族) 住 所

氏 名

(連絡先 _____) (続柄 _____)

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(署名代筆者) 住 所

氏 名

(続 柄 _____)